

# 子どもの人権

## 子どもの人権と子どもの権利条約

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)は、前文で「極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在する……また、このような児童が特別な配慮を必要としている」と述べている。「子どもの人権」という言葉が人々の口にのぼるきっかけとなったのは、1989年に国連総会で採択された、この条約からといえるが、近年の子どもたちが関わる多様な事件や法改正、その是非をめぐる議論といったものも大きい。

### ◆子どもの権利条約

18歳未満のすべての子どもに最低限保障されるべき権利を包括的に規定した、法的拘束力のある国際文書である。国際人権規約(第21回国連総会で採択・1976年発効)が定める基本的人権を、子どもの視点から詳説。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定している。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効、日本は1994年(平成6年)に批准した。

## 新法の制定と法改正

国レベルでも、子どもに関わる重要な法律が次々に制定・改正されてきた。

- ・子どもを性被害や暴力から保護しなければならないという社会認識が高まったことから、**児童買春・児童ポルノ禁止法**(平成11年11月施行)や**児童虐待防止法**(平成12年11月施行)が制定されている。
- ・少年犯罪に対する懸念の高まりを受けて、平成12年11月に**少年法**が改正され、翌年4月から施行された。ただし、罪を犯した少年に対する厳しい対応が改正の基調なっているので、少年の立ち直り支援とは逆行するという批判もある。
- ・出会い系サイトを通して犯罪に巻き込まれる子どもが急増したことから、**出会い系サイト規正法**が平成14年9月から施行されている。

## 自治体における取り組み

自治体単位でも、子どもの権利を守るために積極的な取り組みが進められている。

### 子どもの権利保障のための条例の制定

先駆けとなった川崎市をはじめ、奈井江町(北海道)、小杉町(富山県)、多治見市(岐阜県)などが子どもの権利条例を定めている。いずれも子どもを権利の主体として認め、子どもの意見表明権・参加権なども規定した内容である。

### 総合的な子ども施策の策定

子育て支援に留まらず、子どもの権利保障を重視した総合施策を進める自治体も増えている。「大阪府子ども総合プラン」もその一例。京都市「京・子どもいきいきプラン」、国立市(東京都)では子どもたち自身による調査等にもとづいて「子ども総合計画」が策定された。

### 子どもの権利救済制度の創設

川西市(兵庫県)の「子どもの人権オンブズパーソン」をはじめ、岐南町(岐阜県)で「子どもの人権オンブズパーソン」、川崎市で「人権オンブズパーソン」、埼玉県で「子どもの権利擁護委員会」が設置されている。いずれも条例に基づいて設置されている機関で、一定の独立性・安定性を見込めることが特徴である。

### ◆子ども人権110番

「いじめ」や体罰、不登校や親による虐待といった、子どもをめぐる人権問題に対処するため、全国の法務局・地方法務局で「子ども人権110番」が開設されている。子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用電話相談窓口で、相談を受けるのは、人権擁護事務担当職員及び人権擁護委員(子どもの人権専門委員)。相談料は無料、秘密厳守で対応する。

ゼロゼロなのひやくとおぼん

電話番号：0120-007-110

受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分